厚生労働省委託事業 2020年東京オリンピック・バラリンピック競技大会に係る 建設需要に対応した労働災害防止対策事業

外国人建設就労者を雇用する 事業者に対する 安全衛生教育テキスト



平成30年度

建設業労働災害防止協会

目 次

I. 教育の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
I. 教育の日的 II. 外国人建設就労者の就労状況・・・・・・・・・・ 1
1. 外国人建設就为有の机为认代: 1 1. 外国人建設就労者の地域別の状況: 1
1. 外国人建設就为者の地域別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 外国人建設就労者の職種別の状況・・・・・・・・・・1
Ⅲ. 外国人の労働災害発生状況・・・・・・2
1. 全産業の外国人の労働災害発生件数の推移・・・・・・2
(1) 外国人の労働災害発生件数(全産業:休業4日以上)の推移・・・・・・2
(2) 外国人技能実習生の労働災害発生件数
(全産業:休業、不休災害含む)の推移・・・・・・・・・・2
2. 建設業における外国人技能実習生の労働災害の発生状況と問題点・・・・・・3
(1) 外国人技能実習生の労働災害の推移・・・・・・・・3
(2)2015年度の外国人技能実習生の労働災害発生状況・・・・・・・・・3
(3) 外国人技能実習生の災害事例・・・・・・・・・・3
IV. 外国人を雇用する事業者の安全管理の前提となる基本的事項・・・・・・・・・・ 4
1. 基本的事項 · · · · · · 4
2. コミュニケーションの確保・・・・・・ 5
3. 言語の習得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 日本における生活について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5. 現場の合図や安全標識の理解・・・・・・9
6. 事業者による送り出し教育の実施・・・・・・・・・・9
7. 元請業者による統括管理業務への協力・・・・・・・・・・ 10
V. 外国人建設就労者に対する教育テキストの内容····· 1 1
A. 一般管理 B. 墜落災害・飛来落下災害の防止・・・・・・ 1 1
C. 倒壊・崩壊の防止 D. 建設機械等による災害の防止・・・・・ 12
E. クレーン等による災害の防止 F. 感電災害の防止・・・・・ 12
G. 電気工具類による災害の防止・・・・・・・・・・ 12
H. 火災・爆発による災害の防止 I. 業務上疾病の予防・・・・・・・ 13
VI. 建設業の事業者としての責務・・・・・・・・・・・ 13
1. 三大災害絶滅のための具体的対策・・・・・・・・・・ 13
2. その他の主要災害防止のための具体的対策・・・・ 13
3 職業性疾病予防対策及び健康の保持関連のための具体的対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I. 教育の目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、競技施設の建設やインフラ整備、再開発等が集中して行われていますが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される状況にあります。このような状況の中で人手不足を補うため、外国人技能実習が修了して本国に戻った実習生が、再び日本に入国して日本の建設現場で就労する外国人(以下、「外国人建設就労者」という。)の増加が予想されます。この教育は、日本の建設現場の経験が比較的浅い外国人建設就労者を雇用する事業者を対象に、新たに安全衛生教育を実施することにより、工事現場における外国人建設就労者に対する安全管理を徹底し、外国人建設就労者の労働災害の防止を図ることを目的としています。

Ⅱ. 外国人建設就労者の就労状況

国土交通省の「特定管理団体、適正監理計画、外国人建設就労者の状況」によれば、2018年3月31日現在の特定監理団体は155団体、適正監理計画は1,183企業が1,224計画を提出済みであり、外国人建設就労者の総数は2,983人となっています。なお、地域別、国籍別、職種別の就労状況は下表のとおりです。

1. 外国人建設就労者の地域別の状況

地域	特定監理団体	受入建設企業	外国人建設就労者
北海道・東北	6	49	100
関東	66	632	1,514
北陸	7	47	92
中部	25	167	535
近畿	26	150	349
中国	15	81	246
四国	5	16	52
九州	5	41	95
合計	155 (団体)	1,183 (企業)	2,983 (人)

2. 外国人建設就労者の国籍別の状況

						単位:人
国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	その他	合計
1, 857	1.055	910	479	407	199	9.009

3. 外国人建設就労者の職種別の状況

																単位:	人
	職種	鉄筋施工	ひび	建築大工	型枠施工	溶接	左官	建設機械	鉄工	塗装	内装	コンクリート圧送	配管	防水	建築板金	その他	合計
,	人数	585	550	349	335	321	159	153	88	78	78	55	54	54	38	86	2,983

1

厚生労働省では、外国人の技能実習制度について、2016 年 11 月 28 日に交付した 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、失踪 者がいないなどの一定要件を満たす「優良な実習実施者と監理団体」に限定して、 4年目に入る前に、いったん1カ月以上帰国させることを条件に、「第3号外国人技 能実習生」として実習期間を現行の最長3年から5年に2年間延長させることとし ました。この法律は、2017年11月1日から施行されました。

Ⅲ. 外国人の労働災害発生状況

1. 全産業の外国人の労働災害発生件数の推移

(1) 外国人の労働災害発生件数(全産業:休業4日以上)の推移

厚生労働省等の統計によれば、全産業の外国人死傷災害(休業4日以上)の発生件数 は増加傾向にありますが、技能実習生の死傷者数は昨年比 143 名の大幅増加となり 単位:人

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
死傷者数 * 1	1,265	1,239	1,292	1,548	1,732
外国人労働者数*2	649,982	686,246	682,450	717,504	787,627
技能実習生人数*4	100,008	141,994	151,477	155,206	167,626
	2015年	2016年	2017年		
死傷者数*1	2,005	2,211	2,494		
外国人労働者数*2	907,896	1,083,769	1,278,670		
技能実習生死傷者数*3	498	496	639		
技能実習生人数 * 4	192,655	228,588	274,233		

- 労働者死傷病報告より作成

- *1 労働者を協所報告より申収

 2 外国人属甲状況の届出状況に基づく10月末時点の数字
 (職業を定局 派遣・右期労働者対策的 外国人属用対策課 発表)

 3 労働者兆略所報告より申収(2015年より集計・公表)

 4 宿留予風入統計 (在間容略 (建版実質) の在間外国入総数 (法務省)) に基づく年末時点の数字
- (2) 外国人技能実習生の労働災害発生件数(全産業:休業、不休災害含む)の推移 公益財団法人国際研修協力機構の調査によれば、外国人技能実習生の 2016 年度 に発生した労働災害は休業4日以上837件、休業4日未満1,007件、合計1,844 件であり、業種別では、建設業は 371 件で全産業の約20%を占めています。

国籍別ではベトナム 706 件、中国 583 件、インドネシア226件、フィリピン213 件、これら4カ国合計1,728件で全体の約94%を占めています。負傷部位別では、

手・指 1,040 件、足・脚 301 件、眼 254 件で合計 1,595 件、約86%を占めていま す。休業期間別では、死亡6件、3カ月以上34件、1カ月以上3カ月未満252件、

2

根上スレートの鉄骨固定金具を外す作業中、スレートを踏み抜き約 7m 下の コンクリート床面に墜落した。

() はさまれ・巻き込まれ災害

- ・パイプライン設置工事現場で工事用資材の移動作業中、モルタルミキサーが 倒れ、道路横の擁壁との間に挟まれた。
- ・プレカットの自動柱加工機でホゾ加工作業中、機械の木くずを掃除機で除去 していたところ、柱をつかみ固定する器具が自動で進行してきて被災者の 背中に激突した。

か 転倒災害

・倉庫新築工事現場で整地用自動式転圧ローラーを後ろ向きで引っ張りながら 作業中、水抜き用の穴に転落し、操作していたローラーの下敷きとなった。

1) 熱中症

・一般民家解体工事現場で解体作業従事中、夕方に奇妙な行動を取りはじめ 意識がなくなったため、教急車で病院に搬送されたが数時間後に死亡した。

b) 負傷災害事例

7) 飛来·落下災害

・とび工3名で上中下の3段に分かれ、枠組足場の撤去作業を行っていた。 鳥居型枠を手渡しで下ろしていたところ、中段のとび工が誤って手を滑ら せ建枠が落下、下の階にいたとび工 (実習生) に当たった。

() けさまれ・巻き込まれ災害

- ・鉄筋加工場で鉄筋の曲げ加工を行っていたときに、鉄筋と加工機盤の間に 誤って手袋が巻き込まれた。
- ・資材置き場で材料をトラックに積み込む作業に従事中、資材とトラックの 荷台の間に指を挟んだ
- り) 激突され、激突災害
 - ・足場の資材置き場で部材の整理中、フォークリフトがバックで接近し左足を ひかれた。
 - 鉄筋加工場で鉄筋の上から飛び降り、足首を捻挫した。

IV. 外国人を雇用する事業者の安全管理の前提となる基本的事項

1. 基本的事項

- ・労働安全衛生法の遵守を基本として、外国人建設就労者の作業の安全衛生の確保に 向けた活動を推進する。その際は足場からの墜落防止対策の強化のため、労働安全 衛生規則が改正され、2015年7月1日から施行されていることに留意する。
- ・外国人建設就労者の言葉の壁や生活習慣の違い等を考慮し、作業手順の徹底や安全 施工サイクルなどの安全活動の推進を図る。

4日以上1カ月未満254件、4日未満1,007件となっています。

- 2. 建設業における外国人技能実習生の労働災害の発生状況と問題点
- (1) 外国人技能実習生の労働災害の推移

公益財団法人国際研修協力機構の調査によれば、実習生の不体災害を含む全ての 労働災害は、

2009 年度: 50 人、2010 年度: 56 人、2011 年度: 93 人、2012 年度: 103 人 2013 年度:142 人、2014 年度:151 人、2015 年度:240 人、2016 年度:371 人 と推移しており、以下の傾向があります。

- ・最近になって実習生の労働災害は急増している。
- ・実習生の労働災害は重篤度が高いのが特徴である。
- ・交通事故や脳・心臓疾患などを原因とする私病による死亡も発生しており、 実習生の健康管理について注意が必要である。

なお、このような傾向は、外国人建設就労者にも当てはまるものと予想されます。

(2) 2015 年度の外国人技能実習生の労働災害発生状況

公益財団法人国際研修協力機構の調査によれば、職種別、事故の型別、日本に入 国期間別の労働災害は、

- とび工34%、鉄筋工18%、型枠大工9%の3職種の合計が61%であり、約3分 の2を占めている。
- ・飛来・落下災害 26%、挟まれ・巻き込まれ災害 26%、激突・転倒災害 12%、墜 落・転倒災害4%の4種類の型別災害の合計が68%であり、これも約3分の2を
- ・日本に入国してから1年未満48%、1年以上2年未満33%、2年以上3年未満 19%であり、1年未満の者が約半数を占めている。
- ・災害事例を見ると被災者の不安全行動が原因である災害が多い。
- なお、このような傾向もまた外国人建設就労者にも当てはまるものと予想されます。

(3) 外国人技能実習生の災害事例

公益財団法人国際研修協力機構の調査によれば、外国人技能実習生の災害事例は 以下の通りです。

なお、現在のところ外国人就労者の労働災害のデータが乏しいこともあって、外 国人技能実習生の災害事例を参考にすることが必要であると思われます。

a) 死亡災害事例

7) 墜落·転落災害

- ・オフィスビルの解体工事の 9 階で作業中、棟間の隙間から約 40m 下の地上に 墜落した。
- ・自動車塗装工場の解体工事現場で、工場の屋根のスレートを撤去するため、屋

- ・作業に当たっては、外国人建設就労者との間に意識の食い違いが生じることのない ようコミュニケーションを密に確保する。
- ・外国人建設就労者が建設現場で多く見られる三大災害(墜落・転落災害、建設機械・ クレーン等災害、崩壊・倒壊災害) に重点を置いた対策について、災害事例等を 活用して実施する。

2 コミュニケーションの確保

良い仕事は良い人間関係、職場環境から始まります。安全意識を高め、お互いに注 意し合える環境を築き上げるために、職長が作業員とコミュニケーションを取るこ とはとても大切です。そして、職長は作業員のやりがいを見つけることを誘う役割を 持っています。

F手なコミュニケーションを取るためには.

- 名前を呼んで話しかける。
- ② 体調をたずね、気づかう。
- ③ 初めはうまくいかなくとも、根気よく話しかける。
- ④ 相手の話をよく聞く。
- ⑤ 部下としての存在、能力を認める。
- ⑥ うまくいった時はほめる。

ことが大切です

また 周辺の作業者との円滑たコミュニケーションが 建設現場における安全を確 保する役割として大きいことを深く認識し、関係者が一体となって取り組むことが 大切です。なお、外国人建設就労者の一人作業は危険であるので絶対に避け、チーム で動くよう留意してください。具体例は以下のとおりです。

- ① 外国人建設就労者が親しく話が出来る一般作業員がパートナーを組んでペア となり、作業指示等の伝達役を果たすこと
- ② 外国人建設就労者が企業に複数在籍していれば、滞在年数が長く日本語を理 解できる者が一般従業員との連絡役を果たすこと
- ③ 母国の家族等との円満な関係が日本での生活に果たす役割は少なくないこと から、コミュニケーションにも気を配り、必要に応じて支援を行うこと

3. 言語の習得

外国人建設就労者は技能実習生の経験があるので、日常生活に必要な日本語の基 礎的知識や建設業に特有な現場用語、労働災害防止のための作業指示等については、 ある程度は理解していると思いますが、日本語をあまり理解していない者について は、事業者から現場入場までに再教育を行って、ある程度習得させておくことが必要 です

4. 日本における生活について

外国人建設就労者が会社の寮などの施設(借り上げ含む)に入寮するような場合には、以前に技能実習生として日本において生活した経験があるものの、再確認の意味で以下の項目について説明しておくべきでしょう。

(1)買物

日用品、嗜好品、調味料、食料などの購入については、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど、近くのお店を紹介しておく。会社や寮の周辺を案内したときにお店に立ち寄り、外国人建設就労者が利用することをあらかじめ断っておけば混乱も未然に防げます。 衣類など近くにお店がないときは、休みの日を利用して外国人建設就労者と一緒に出かけて場所を教えておくと良いでしょう。

(9)郵便物

外国人就労者が日本に着いてから母国の家族に手紙を出したくなると思います。

外国人建設就労者には、郵便の種類と重さと送り先の国によって料金が判るように、 一覧表にして掲示しておくと良いでしょう。そして、自分でポストへ投函したり郵便局 へ行くように指導すれば良いでしょう。

(3)電話

会社の寮に電話が設置してある場合や会社の電話が使われるようになっているとき には、国内電話や国際電話の料金は誰が支払うのか明確に説明しておく必要がありま す。特に、国際電話料金のトラブルはよくあるので、外国人建設就労者に会社の方針を 説明しておく必要があります。国際電話の使い方は以下のとおりです。

国際電話ダイヤル 001+国番号+電話番号 (最初の 0 を除く)

火事や急病や怪我などの緊急連絡時は、公衆電話でも無料で電話が使えることも教え ておいた方が良いでしょう。

(4)交通機関

a)鉄道

外国人建設就労者が一人でも移動できるように通勤時の切符の買い方や電車の乗り方を確認させておくと良いでしょう。駅で切符を買うときの自動販売機の使用方法、近くの駅から主な駅までの料金表などを渡しておくことや自動改札機なども体験させておくと良いでしょう。

b)バフ

外国人建設就労者が会社の近くからパスに乗って移動することができるように パス路線(番号)を教えてパスの乗り方、料金の支払い方法などを説明しておくと 良いでしょう。

(バスの乗り方)

- バス停で並ぶ (バスは何処でも止まらない)
- 前乗り、後ろ乗りの区別

6

(8)食べ物

日本の米は水分が多く御飯にして何もつけないで食べることが普通なので、外国人 建設就労者には初めは馴染みにくく感じます。また、味噌汁、漬物、納豆などの日本の 食べ物は最初は食べられない人も多いでしょう。外国人建設能労者には食べ物を無理 強いしないことです。日本食を食べ慣れるようになるには時間がかかります。食事につ いては外国人建設就労者の要望や意見をよく聞いてから対応するようにしてください。 (9)飲み物

日本では水道水をそのままで飲むことが出来ますが、多くの国では水道水を一度煮 沸してから飲み水にしています。外国人建設就労者には水を飲むときは一度煮沸する 習慣があります。日本の水道水はそのまま飲めることを伝えておくと良いでしょう。 (10)自動販売機

日本では清涼飲料水やお酒などは自動販売機で売られていて 24 時間使えますので、 外国人建設就労者には一度体験させておいてください。

(11)公共施設

会社や寮の近くに日曜日でも使える公共のスポーツセンターや図書館などがあり、 安い料金で利用できる場所があれば、外国人建設就労者にはとても重宝する施設です。 このような施設があれば、場所を教えてあげると良いでしょう。

(12)宗教・文化

外国人建設就労者がどの宗教を信じているかは、事前の調査で判っていると思いま す。近くの寺院や教会などを調べて外国人建設就労者に情報を伝えておくと良いでし よう。また、宗教によっては断食の期間があり、時間を決めてお祈りする習慣もありま すから、事業者の皆さんは外国人建設就労者の出身国の宗教や生活習慣に関する情報 を必ず事能に集めて対応策を考えておくようにしてください。

外国人建設就労者には、異なる国には異なる文化があり、その国の文化には合理的な 理由があるということを話しておいてください。日本の文化は自国の文化とは異なる ということを認識させ、異なる文化圏に入ったときには、よく観察して真似をすること から入ると、文化摩擦が少なくなることを伝えてください。

(13)警察署・消防署

外国人建設就労者には迷子になったら近くの人に聴くか交番へ行って道を尋ねるよう指導してください。自分自身の証明は外国人登録証明書を提示するよう指導してください。日本では地域住民の治安を守るために警察は交番を設けていることも説明してください。

消防署は火災の消火活動や救命救急活動を行っていることを伝え、警察と同様に地 域住民の生命や財産を守っていることを説明してください。火災や急病、怪我人が発生 したときは、周囲の人に伝えて消防署に連絡するよう説明してください。

- ・料金の支払い方法(前払いまたは後払い)
- ・次のバス停で降りるときはボタンを押す (ボタンがないときは合図をする)
- ・バスを降りてから道路を横断するときは、他の車に注意する

のタカシー

日本のタクシーはメーターによる統一料金であることを説明して、乗る前に値下 げ交渉は出来ないことを伝えておくと良いでしょう。

(タクシーの乗り方)

- ・タクシー乗り場で並ぶ (乗り場がないところもある)
- . 行き出む出げて
- ・近くへ着いたら目標を説明する(降りる場所に着いたらここで降りると告げる) ・メーターを確認して料金を支払う

(E) Ó #=#

外国人建設就労者が近くへ買物に行くときなど、自転車に乗って行くことがありま す。日本の交通事情が十分に理解できていないときに、交通量の多い道路へ自転車で出 かけると、思わぬ事故を招くことがあります。寮には初めから自転車を置かないで、外 国人建設就労者の求めに応じて提供することを考えてください。

(6)病院

外国人建設就労者を雇用する事業者の皆さんは、会社や寮の近くに外国人建設就労 者の母国語で対応できる病院があるか事前に調べておく必要があります。外国人建設 就労者は病気の症状など自分の意思を十分に伝えられないことがあります。また、薬の アレルギーはあるのか、外国人建設就労者の過去の病歴なども通訳を通じて説明して おいてください。事業者は事前の健康診断結果を調べておく必要があるでしょう。 (7)気候(地震・台風)

外国人建設就労者の出身国によって気候は異なります。日本には四季があり、春は温暖ですが梅雨の季節には1ヶ月ほど湿度が高くなること、夏は気温が高く湿度の高い状態が続くこと、冬は北の地域では雪が降ることなど、日本の気候は寒暖の差が大きく変化することを説明し、季節ごとの暮らし方を外国人建設就労者に伝えておいてくだい。日本で暮らしていると地震と台風は避けて生活できません。インドネシアやフィリビンなどの国の出身者は地震の体験者が多く、あまり驚く人はいませんが、外国人建設就労者には日本が地震国であることを説明し、地震が発生したときは慌てずに何処へ避難するか教えておいてください。日本には夏から秋にかけて台風が多く来ます。寮などには非常用の懐中電灯やラジオなどを準備しておくと良いでしょう。台風が近くを通過する場合には寮から外出しないように注意し、テレビなどで情報を得て外国人建設就労者への対応が必要なときには、社内の連絡網などを活用して対応するようにしてください。

7

(14)時間について

日本では時間に正確であることが求められます。外国人建設就労者には、始業時刻や 約束の時刻を必ず守るよう指導してください。時間に遅れるときは相手に連絡して理 由を説明するよう指導してください。

(15)電気、電気製品

海外から持ち込んだ電気製品は電圧100Vで周波数が50から60C/Sで使えないことが多いので注意してください。また、漏電ブレーカーが誤作動して困るときには電気製品の絶縁が悪いときがありますから使わないように指導してください。

日本の祝祭日をそれぞれ紹介し、それぞれの意味を伝えておくと日本の文化を理解 する一助になるでしょう。これ以外の夏季休暇、年末年始休暇などは一般的な休暇です から、説明しておくと良いでしょう。

5. 現場の合図や安全標識の理解

外国人建設就労者は技能実習生の経験があるので、労働災害防止のための合図や安 全標識、掲示等はある程度は理解していると思いますが、外国人建設就労者に理解しや すいように母国語の併記やなるべく図解等を活用して、安全管理活動の「見える化」を 行うなど、外国人建設就労者が理解しやすい方法について配慮することが必要です。

6. 事業者による送り出し教育の実施

外国人技能実習生の労働災害が日本に入国してから1年未満の者が約半数を占めていることから、外国人建設就労者も同様な傾向であることと予想されます。よって、現場 入場前の事業者による外国人建設就労者への送り出し教育を実施することが必要です。

(1) 安全衛生法令で定めのある事項

安全衛生法令において送り出し教育そのものの実施義務はないが、法令で定められた作業員の主な遵守事項は以下のとおりです。

① 保護具の着用・使用義務

指定された場所では保護帽、安全帯、安全靴等の保護具を着用して使用する。

② 無免許・無資格運転の禁止

資格が必要となる作業では免許所持者、技能講習や特別教育の修丁者が資格証(本証)を携帯して作業する。

③ クレーン、車両系建設機械等の運転者の安全注意義務

制限速度の遵守、運転席を離れる場合の措置、荷重をかけたまま(荷を吊ったまま等)運転席を離れない。

④ 危険な行動の禁止

高所から物を投下させること、昇降設備の不使用による近道行為など、自分

や他の作業員に災害を及ぼすおそれのある行動をしてはならない。

⑤ 合図・誘導に従う義務

移動式クレーン、油圧ショベル、高所作業車など合図・誘導者が必要な作業 では、その合図・誘導に従う。

⑥ 立ち入り禁止区域に入らない義務

危険な場所で立ち入り禁止が表示されている区域には立ち入らない。

⑦ 安全な措置を行う義務

機械のブーム下等での修理や点検等の作業を行う場合には、安全措置を行っ てから作業する。

⑧ 安全装置を取り外したり、切らない義務

クレーンや丸ノコ等の安全装置を取り外したり、機能を失わせてはならない。

⑨ 火気使用時の火災予防

可燃物が置いてある場所や決められた場所以外で火気を使用してはならな

(2) 送り出し教育で実施することが望ましい事項

安全衛生法令で義務付けられていない事項について、送り出し教育で取り上げた 方が望ましい事項は以下のとおりです。

作業手順の確認とKY活動の実施

現場の作業手順を確認し、作業メンバーによる危険予知活動を実施する。

② 一人作業の禁止

単独作業を行わず、作業状況をお互いに確認し合える作業員配置とする。

③ 持ち込み機械の使用手続の実施

持ち込み機械の自主点検を行った後に使用届を提出する。なお、使用時には 始業前点検を確実に実施する。

④ 火気使用時の火気使用届の提出

作業前の火花養生、作業中の火気管理、作業後の残火確認を徹底する。

⑤ 作業終了時の片付け・清掃、整理整頓の実施

⑥ 事故・災害発生時の速やかな報告

現場内や通勤中に事故や災害にあったときは、速やかに事業者・元請に報告

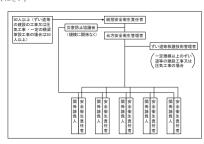
7. 元請業者による統括管理業務への協力

建設工事は、元請業者、下請業者、再下請け業者等の請負契約関係にある事業者が、 同一の場所において相関連して一の仕事を行う場合が多く、それぞれの事業者に雇用 される作業員が混在して行う作業による労働災害を防止するため、元請業者による統 括管理業務が実施されています。事業者は元請業者の統括管理業務に協力するように

10

- 2. 開口部
- 3. 開口部周辺作業
- 4. 移動はしご
 5. ローリングタワー
- 6. 高所作業車
- 7. 枠組み足場 (上部) 8. 枠組み足場 (下部)
- 9. 単管足場(上部)
- 10. 単管足場(下部)
- 11. 枠組み足場の組立・解体作業
- 12. 単管足場の組立・解体作業
- 13. 鉄骨建て方作業
- 14. 外壁PC板取り付け作業 15. スレート屋根作業
- 16. 安全帯の使い方
- C 倒壊・崩壊の防止
- 1. 掘削作業
- 2. 土留め支保工
- D 建設機械等による災害の防止
- 1. 車両系建設機械作業
- 2. 油圧ショベル
- 3. 杭打ち・杭抜き機
- 4. コンクリートポンプ車
- 5. ダンプ・トラック
- E クレーン等による災害の防止 1. 移動式クレーン
- 2. ユニック・カーゴクレーン
- 3. 玉掛け作業 4. 玉掛け用具
- F 感電災害の防止
- 1. 仮設照明
- 2. 架空雷線近接作業 3. 溶接作業
- G 電気工具類による災害の防止
 - 1. 丸のこ
 - 2. 電気ドリル
 - 3. グラインダー

してください。



なお、外国人建設就労者に関して事業者が協力する主な事項は以下のとおりです。

- ① 事業者は、元請け業者が行う新規入場者教育に外国人建設就労者を必ず参加させる
- 2 安全衛生責任者は、毎日の安全工程打ち合わせ会の席上において、外国人建設就労 者の就業状況や災害防止のための問題点があれば元請業者に報告すること
- ③ 安全衛生責任者は、毎月の災害防止協議会において、外国人建設就労者の災害防止 のための問題点があれば議題として取り上げ、元請業者に対し対策を協議するよう 要請すること
- V. 外国人建設就労者に対する教育テキストの内容

外国人建設就労者に対する教育テキストの内容は、以下の教材目次のとおり。

- A 一般管理
- 1. 作業服装
- 2. 整理整頓
- 3. 安全通路
- 4. 事務所・休憩所
- 5. 寄宿舎
- 6 防火設備
- 7. 安全施工サイクル
- 8. 安全標識
- 9. 災害発生の場合
- B 墜落災害・飛来落下災害の防止
- 1. 作業床

11

- 4. インパクトレンチ
- H 火災・爆発による災害の防止
 - 1. ガス溶接・溶断作業
 - 2. 発泡プラスチック系断熱材付近での作業
 - 3. 危険物取扱作業
- I 業務上疾病の予防
- 1. 有機溶剤作業
- 2. 酸素欠乏症等作業
- 3. 粉じん作業 4. 振動隨害危險作業
- 5. 騒音障害危険作業
- VI. 建設業の事業者としての責務

建設業労働災害防止協会の 2018 年度建設業労働災害防止対策実施事項から事業者 の実施事項の部分を説明する。災害の重篤度が高い三大災害の予防を中心に、外国人 建設就労者が作業員として行う以下の不安全行動の防止について重点を置いて説明す

- ① 安全帯の不使用
- ② 立入禁止区域へ立ち入ること
- ③ 近首·省略行為
- ④ 誘導や合図に従うこと
- ⑤ 手すり等の安全設備を取り外したら復旧すること
- 三大災害絶滅のための具体的対策
- (1) 墜落・転落災害の防止
- (2) 建設機械・クレーン等災害の防止
- (3) 倒壊・崩壊災害の防止
- 2. その他の主要災害防止のための具体的対策
- (1) 交通労働災害の防止
- (2) 飛来・落下災害の防止 (3) 電気による災害の防止
- (4) 火災・爆発災害の防止
- (5) 木材加工用機械災害の防止
- (6) 転倒災害の防止 (7) 取扱い運搬災害の防止
- (8) 低層住宅建築工事における災害の防止

(9) ずい道・坑内災害の防止
(10)土石流等による労働災害の防止
(11)建設業附属寄宿舎の火災の防止
(12)不安全行動による災害の防止
(13)公衆災害の防止
(14)積雪・雪崩災害の防止
(15)自然災害における緊急事態発生時の対応
(16)局地的な大雨による災害の防止
 職業性疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的対策
(1) じん肺の防止
(2) 石綿障害の予防
(3) ガラス繊維及びロックウールによる粉じん障害の防止
(4) ダイオキシン類のばく露防止
(5) 振動障害の予防
(6) 化学物質のリスクアセスメント
(7) 有機溶剤中毒の予防
(8) 酸素欠乏症等の防止
(9) 腰痛の予防
(10)熱中症の予防
(11)そのほかの障害防止
(12)健康の保持増進等
(13)過重労働による健康障害の防止
(14)メンタルヘルス対策の推進
(15)快適な職場環境の形成

MEMO

